

熊谷西高等学校 部活動に係る活動方針

1 活動の基本方針

- (1) 生徒会会則第 34 条のとおり、生徒の個性の伸長及び相互の信頼と友愛を図る。
- (2) 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- (3) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各部の顧問は年間、月間の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 年間、月間の活動計画は、各部の生徒及び保護者に周知する。
- (3) 各部とも原則として複数の顧問を置く。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントのない指導を徹底し、適切な指導を行うための研修に努める。
- (3) 部活動顧問会を設置し、定期的情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 心肺蘇生法や AED 使用について等の職員研修会を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- (7) 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。
- (8) 部室や備品・消耗品等を適切に管理し、生徒の下校や貴重品管理についての指導を行う。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 年間で週 2 日以上（原則として、平日 1 日以上かつ土日いずれか 1 日以上）分の日数の休養日を設定する。大会参加等の事情で原則どおりに休養日を設定できない場合は、年間を通して調整する。
- (2) 定期考査 1 週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- (3) 1 日の活動時間は、準備や後片付けを除き、平日は 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とする。ただし、練習試合や大会等はこの限りでない。なお、学期中の平日については午後 7 時を完全下校とし、半日で放課の場合は午後 5 時を完全下校とする。
- (4) 長期休業中の休養日は、学期中の設定に準じる。また、一定の休養期間を設ける。
- (5) 参加する大会・コンクール等を精査し、経費等を含め負担軽減を図る。

5 その他

- (1) この活動方針は、熊谷西高等学校の部活動、同好会等に適用する。
- (2) この活動方針は平成 31 年 4 月 1 日より施行し、必要に応じて見直すものとする。